

## 6. 関連法令等について

### (1) 電気工事業法の概要

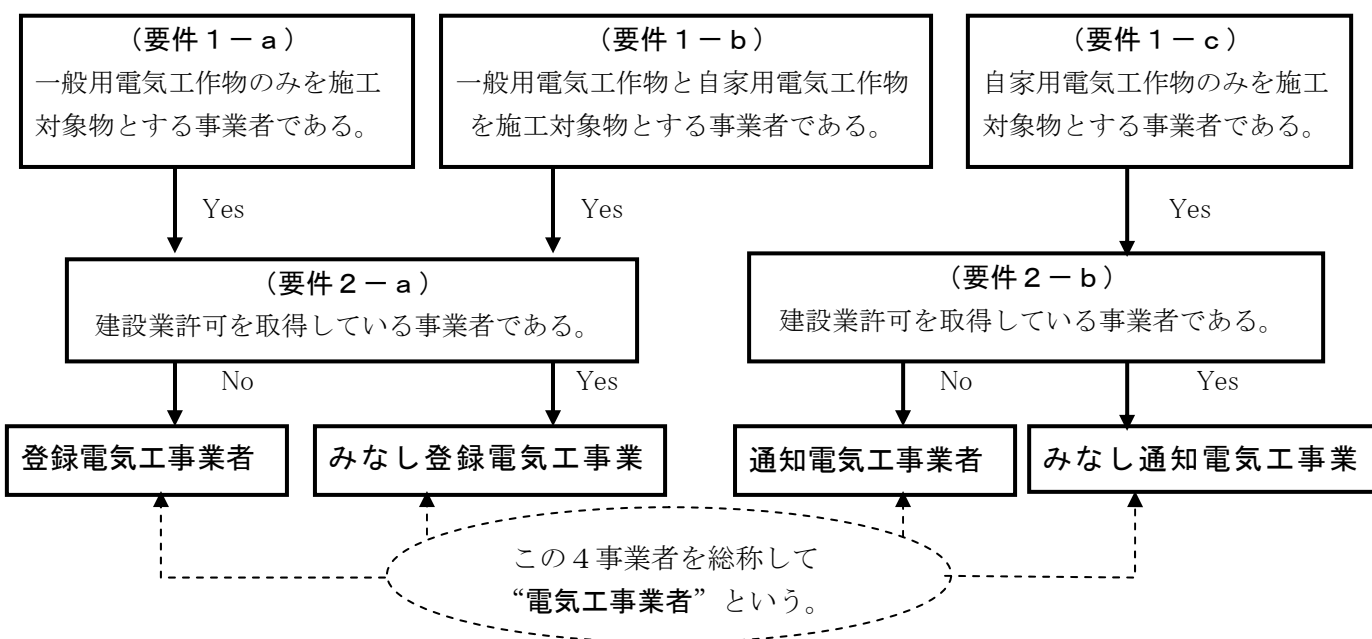
電気工事業法（電気工事業の業務の適正化に関する法律）は、次の①又は②の保安を確保するために、この電気工作物の電気工事を自ら施工することを事業とする者を規制する法律である。

#### ①一般用電気工作物

#### ②自家用電気工作物のうち最大電力 500kW 未満の需要設備（以下、自家用電気工作物という）

そして、「この事業を営もうとする者は **次の要件により**、登録電気工事業者、みなし登録電気工事業者、通知電気工事業者又はみなし通知電気工事業者のいずれかの電気工事業者にならなければならない。」とこの法律で規定されている。

ただし、使用電圧 200V 未満の家電機器の販売に付随して行う局所的な屋内配線工事(注1参照)のみを工事対象とする家電販売事業者に限っては、この法律の規制対象外となるため、登録電気工事業者等になる必要はない。



#### ①登録電気工事業者になるためには

電気工事業を営む営業所所在地を所管する都道府県知事(注2)へ登録申請を行い都道府県知事(注2)の登録を受けることが必要である。なお、この登録申請時には、一般用電気工作物の施工を業務とする営業所ごとに主任電気工事士を選任することが必要である。

#### ②みなし登録電気工事業者になるためには

電気工事業を営む営業所所在地を所管する都道府県知事(注2)に電気工事業開始の届出を行い、登録電気工事業者とみなされることが必要である。なお、この届出申請時には、一般用電気工作物の施工を業務とする営業所ごとに主任電気工事士を選任することが必要である。

#### ③通知電気工事業者になるためには

電気工事業を営む営業所所在地を所管する都道府県知事(注2)に電気工事業開始の通知を行うことが必要である。

#### ④みなし通知電気工事業者になるためには

電気工事業を営む営業所所在地を所管する都道府県知事(注2)に電気工事業開始の通知を行い、通知電気工事業者とみなされることが必要である。

(注1) 局所的な屋内配線工事とは、具体例をあげるとコンセント等の設置・移設等をいう。なお、この工事には、分電盤内などのブレーカの設置、移設および幹線に関わる工事は含まれない。

(注2) 電気工事業を営む営業所が2つ以上の都道府県に設置されているときは、都道府県知事を経産大臣に読み替えるものとする。

## 【用語の説明】

### ○ 建設業許可

建設業許可は建設業法で規定された許可であり、「建設業を営む者の資質の向上」と「建設工事の請負契約の適正化」を図ることを目的とした許可である。

建設業の許可を必要とする事業者は、建設業法で規定された28の業種に該当する事業を営む者で、かつ、その当該業種において、工事1件あたりの請負代金が500万円以上（消費税込）となる工事を請負う事業者である。なお、建設業の許可は、各業種ごとに取得することが必要である。

具体例を上げれば、500万円以上の電気工事を請負う業者は、電気工事業の業種の建設業許可が必要ということである。

### ○ 営業所

電気工事業法において“営業所”とは、電気工事に使用する測定器具、図面類を管理するなど、電気工事の作業の拠点となる事務所をいう。

### ○ 主任電気工事士

電気工事業法において、主任電気工事士は“一般用電気工作物の電気工事の作業を管理する者”と規定されており、登録電気工事業者及びみなし登録電気工事業者となるためには、一般用電気工作物の電気工事を行う営業所ごとに主任電気工事士を選任することが必要となる。

ただし、主任電気工事士に選任できる者は、上記営業所に勤務する事業主、役員又は従業員であり、かつ第1種電気工事士免状の取得者又は第2種電気工事士免状を取得後、登録業者のもとで3年以上一般用電気工作物の電気工事の実務経験を有する者であることが必要である。